

【 特 別 調 査 の 概 要 】

1 目 的

この調査は、常用労働者 1 人以上 4 人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者 5 人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

2 調査の対象

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく 16 大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く））に属する事業所で、厚生労働大臣が指定した一定の地域に所在する常用労働者 1 人以上 4 人以下を雇用する 23,742 事業所（岐阜県内では 468 事業所）を対象とする。

3 調査の時期

令和 5 年 6 月の最終給与締切日の翌日から 7 月の最終給与締切日までの 1 か月間（特別に支払われた現金給与額については、令和 4 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日までの 1 年間）の状況について、令和 5 年 8 月及び 9 月に調査を実施した。

4 調査の方法

統計調査員が調査対象事業所を訪問し、面接聴き取りの上、調査票に記入する方法により実施した。

5 主な調査事項

- (1) 主要な生産品の名称又は事業の内容
- (2) 常用労働者の数
- (3) 常用労働者ごとの性、年齢、勤続年数、出勤日数、1 日の実労働時間数、きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額

6 用語の定義

- (1) 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

- a 期間を定めずに雇われている者
- b 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。

(2) きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）のことをいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

(3) 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

(4) 出勤日数

7月中に、労働者が実際に出勤した日数のことである。有給休暇は出勤日に含めないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

(5) 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

【 利 用 上 の 注意 】

- 1 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入してある。
- 2 この調査結果の数値は、岐阜県内の常用労働者1～4人を雇用するすべての事業所に対応するよう復元したものである。